

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)	
地域名 (地域内農業集落名)	東湯野地区 (塩ノ目・増田・板谷内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	(第3回)令和6年5月13日 (第1回)令和5年7月14日 (第2回)令和6年1月25日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

新規就農者を確保・育成できる環境は整備されているが、確保・育成するまでの前段の過程の構築ができていないため、新規就農者を受け入れる体制を強化する必要がある。また、当地区は高齢化や人口減少が進んでいるため旧東湯野小学校が統廃合となり、地域一体となって農業・地域の在り方について検討する必要がある。
【地域の基礎的データ】
主な作物: 水稻、野菜類、もも、りんご
当地区の認定農業者: 33名
団体経営体: 1法人

(2) 地域における農業の将来の在り方

スマート農業の導入を検討し、農作業の効率化を図り、高齢化に対応した農業を検討する。また、当地区の特色を生かし、新規就農者をはじめとした担い手を確保し、担い手への農地の継承に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	146 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	146 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の承継を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に継承を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携して相談体制を確立し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦休耕地・休耕田について、所有者や保全管理者を明確化し、今後の意向を調査しながら地域内の耕作可能な農地の確保を行う。

⑨新規就農者を受け入れる体制を強化するため、地域ぐるみでの新規就農者育成農家の確保に努めていく。